

人事行政の運営状況についてお知らせします

「吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況についてお知らせします。

1 職員の任免および職員数

(1) 職員採用 (平成28年4月1日～29年3月31日)

区 分	競争試験		
	男 性	女 性	計
一般行政職	5人	4人	9人
技能労務職	0人	0人	0人
計	5人	4人	9人

(2) 退職 (平成28年4月1日～29年3月31日)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
4人	1人	1人	0人	6人

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		対前年増減数	備 考
		28年	29年		
一般行政部門	議 会	2	3	1	
	総 務	29	30	1	
	税 務	10	10	0	
	民 生	10	12	2	
	衛 生	6	8	2	
	農林水産	6	7	1	
	商 工	2	2	0	
	土 木	13	12	-1	
	小 計	78	84	6	
特別行政部門	教 育	14	13	-1	
	消 防	—	—	—	
	小 計	14	13	-1	
公営企業等会計部門	水 道	6	6	0	
	下 水道	6	5	-1	
	そ の 他	8	9	1	【内訳】国保3、後期高齢3、介護保険3 計9人
	小 計	20	20	0	
合 計		112	117	5	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時および非常勤職員を除いています。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
288,876円	313,902円	38歳1ヵ月

(4) 職種別の平均給料月額、平均経験年数および平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	職員数(人)		平均給料月額(百円)		平均経験年数(年月)		平均年齢(歳月)	
	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年
一般行政職	109	114	2,958	2,878	16年	15年3ヵ月	38歳8ヵ月	37歳8ヵ月
技能労務職	3	3	3,309	3,309	31年10ヵ月	32年10ヵ月	55歳1ヵ月	56歳1ヵ月

(5) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	吉 岡 町		国	
	決定初任給		決定初任給	
一般行政職	大学卒	178,200円	178,200円	
	高校卒	146,100円	146,100円	

(6) 級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補	主 事	主 任	係 長 室長補佐	室 長	課 長	
職員数(人)	19	22	24	25	18	9	117
構成比(%)	16.2	18.8	20.5	21.4	15.4	7.7	100

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(期末・勤勉手当) (平成28年度支給割合)

町		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期 1.225月分	6月期 0.800月分	6月期 1.225月分	6月期 0.800月分
12月期 1.375月分	12月期 0.900月分	12月期 1.375月分	12月期 0.900月分
計 2.6月分	計 1.7月分	計 2.6月分	計 1.7月分

(8) 特別職の報酬などの状況 (平成29年4月1日現在)

給 料	区 分	月 額	期 末 手 当	
			月 期	月 分
報 酬	町 長	726,000円	6月期	2.025月分
	副 町 長	580,000円	12月期	2.275月分
	教 育 長	536,000円	計	4.3月分
報 酬	議 長	278,000円	6月期	2.025月分
	副 議 長	212,000円	12月期	2.275月分
	議 員	190,000円	計	4.3月分

(注) 期末手当は平成28年度支給割合です。

2 職員の給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(H29.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 27年度の人件費比率
28年度	20,997人	7,269,590千円	16,631千円	784,992千円	10.8%	11.6%

(注)人件費には、特別職(町長・副町長・教育長・議会議員・消防団員など)に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(全会計当初予算)

区 分	職員数 A	給 与 費 (千円)				1人当たりの給与額 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	117人	417,625	57,909	157,332	632,866	5,409

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。
3. 職員数は4月1日現在の人数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況 (平成29年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成28年1月1日～12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,160日	1,091日	111人	9.8日	26.2%

(注) 派遣職員を除いています。

(3) 育児休業の状況 (平成28年4月1日～29年3月31日)

区 分	男性	女性
平成28年度に育児休業を取得した者	0人	1人
前年度から引き続けている者	0人	0人

4 職員の分限および懲戒処分

◆処分者数 (平成28年4月1日～29年3月31日)

処分の内容		処分者数
分 限 処 分 公務能率の維持およびその適正な運営を確保する目的から職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる不利益処分です。	免 職	0人
	降 任	0人
	休 職	0人
	降 給	0人
懲 戒 処 分 公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分です。	免 職	0人
	停 職	0人
	減 給	0人
	戒 告	0人

5 職員の服務

◆服務規律の確保

地方公務員法第30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、飲酒運転防止の徹底など服務規律の確保について全職員に対し指導を行いました。

6 職員研修

◆職員の研修の状況 (平成28年4月1日～29年3月31日)

研 修 名	研修回数	参加者数
階層別職員研修	4回	26人
能力開発・向上研修	13回	28人

7 職員の福祉および利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策 (平成28年4月1日～29年3月31日)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	60人
定期健康診断	52人

(2) 公務災害補償の概要

常勤職員の公務上の災害または通勤途上の災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金が認定と補償を行っています。

(3) 互助会などに対する助成の状況

項 目	金額等	備 考
①職員に対する助成金額	0千円	
②職員による掛金の額	0千円	平成28年4月から平成29年3月まで
③公費負担率 ①／(①+②)	0.0%	
④職員1人あたりの補助金額	0千円	

8 勤務条件に関する措置要求

(平成28年4月1日～29年3月31日)

措置要求件数	0件
--------	----

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、町が適当な措置をとるように、公平委員会に要求することができます。

9 不利益処分に関する不服申し立て

(平成28年4月1日～29年3月31日)

不利益処分に関する不服申し立て件数	0件
-------------------	----

(注) 職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合は、公平委員会に不服申し立てができます。